

坂戸市告示第 56 号

坂戸市奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

坂戸市長 石川 清

坂戸市奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大学等の在学中に奨学金を利用し、卒業後に就職し、かつ、市に定住する者に対し、奨学金の返還額の一部を補助することにより、当該者の経済的負担の軽減を図るとともに、若者の市への定住促進、少子化対策の推進、教育の機会均等の確保及び地域産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち大学、高等学校及び高等専門学校、同法第 97 条に規定する大学院並びに同法第 124 条に規定する専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(2) 正規雇用労働者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 期間を定めないで雇用される労働者

イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定による被保険者

(3) 自営業者 独立して自ら事業を営み、かつ、1 年以上継続している者をいう。

(補助対象奨学金)

第 3 条 補助金の交付の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する奨学金とする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 14 条第 1 項に規定する学資貸与金

(2) 他の地方公共団体が貸与する奨学金であって、市長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする前年度の1月1日現在において市に住所を有し、初めて補助金の交付の申請をする日から起算して5年以上継続して市内に居住することを約している者
- (2) 大学等の在学期間に補助対象奨学金を借り受け、卒業後に補助対象奨学金の返還をしており、かつ滞納している返還未済額がない者
- (3) 補助金の交付申請を初めて行う日の属する年度の4月1日において、満30歳に満たない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 正規雇用労働者又は自営業者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でない者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、申請日の属する年度の前年度における補助対象奨学金の返還額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、算定期間において、この要綱による補助金と同種の他の補助金等（第7条第1項第9号において「同種の補助金等」という。）の交付を受けている場合にあっては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の企業に雇用されている正規雇用労働者又は市内で事業を営む自営業者 10万円
- (2) 前号に掲げる者以外の者 8万円

3 次条に規定する補助対象期間における補助金の上限額は、前項第1号に掲げる者にあっては50万円、同項第2号に掲げる者にあっては40万円とする。

4 繰り上げて返還した奨学金の返還相当額及び延滞金は、第1項の返還額に含まないものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、前条第1項の規定により補助金の額を算定するに当たって対象とした補助対象奨学金の返還が初めて行われた月から5年間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、坂戸市奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、9月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象奨学金であることを証する書類
- (3) 申請年度の前年度に返還した奨学金の額が分かる書類
- (4) 返還すべき補助対象奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
- (5) 正規雇用労働者の場合にあつては、在職証明書(様式第2号)
- (6) 自営業者の場合にあつては、自らの業を営むことを証する書類
- (7) 住民票の写し
- (8) 納税証明書
- (9) 同種の補助金等の交付を受けている場合にあつては、同種の補助金等の額が確認できるもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類のうち、その内容を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市奨学金返還支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、坂戸市奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者が偽り
その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補
助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又
は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月24日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

坂戸市奨学金返還支援補助金交付申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス
生年月日 年 月 日（満 歳）

補助金の交付を受けたいので、坂戸市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以降
奨学金の名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 第二種奨学金 <input type="checkbox"/> 地方公共団体奨学金 (名称)
奨学金借入残高	円
勤務先の名称及び所在地 ※ 自営業等の場合は、その名称等	名称 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 所在地
就職年月日	年 月 日
年度奨学金等返還金額	(年 月～ 年 月分) 円
交付申請額 ※ 前年度返還額の1/2 1,000円未満切捨て	円
他制度の併用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

同意書及び確認書

(レ印を付けてください。)

- 本補助金の第1回目の申請の日から5年以上定住します。
- 申請時点において、支援対象となる奨学金の返還を延滞していません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第3条第2項に規定する暴力団関係者ではありません。
- 居住状況の確認に当たり、居住関係に係る住民基本台帳の情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。
- この補助金の交付の決定に当たり、納税担当課で保有する市税の収納状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

添付書類

- 1 大学等を卒業したことを証する書類の写し（初回申請時に限る）
- 2 独立行政法人日本学生支援機構又は他の地方公共団体が貸与した奨学金であることを証する書類（初回申請時に限る）
- 3 申請年度の前年度に返還した奨学金の額が分かる書類
- 4 返還すべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
- 5 正規雇用労働者の場合にあつては、在職証明書（様式第2号）
- 6 自営業の場合にあつては、自らの業を営むことを証する書類
- 7 住民票の写し（表面で職員が確認することに同意している場合は不要）
- 8 納税証明書（表面で職員が確認することに同意している場合は不要）
- 9 この要綱による補助金と同種の他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助金等の額が確認できるもの（他の制度と併用の場合に限る。）
- 10 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

在職証明書

ふりがな 被雇用者氏名	(生年月日 年 月 日)	
就業(採用)年月日	年 月 日	
雇用形態 (該当項目にレ印)	<input type="checkbox"/> 雇用期間に定めがない。 <input type="checkbox"/> 雇用期間に定めがある。	
加入健康保険の名称		
雇用保険 (該当にレ印)	<input type="checkbox"/> 加入している。 <input type="checkbox"/> 加入していない。	
奨学金返還補助 (該当項目にレ印)	<input type="checkbox"/> 補助している。 <input type="checkbox"/> 補助していない。	<input type="checkbox"/> 月額／ <input type="checkbox"/> 年額 円 (補助金額を記入してください。)
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">事業所 事業所名</p> <p style="text-align: right;">代表者名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">担当者名</p>		

様式第3号（第8条関係）

坂戸市奨学金返還支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日

様

坂戸市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、坂戸市奨学金返還支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付・不交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 不交付の場合の理由

様式第4号（第9条関係）

坂戸市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日

坂戸市長 あて

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、坂戸市奨学金返還支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	支店
預 金 種 別	普通	当座
口 座 番 号		
フリガナ		
名義人氏名		